

特記仕様書

(放射線障害防止措置)

第1条 受託者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(CSF(豚熱)への対応について)

第2条 CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。